

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第四号の二(1)を次のように改める。

- (1) 法第十七条第一項の規定による販売者の届出及び販売者に係る届出事項の変更の届出の受付

第二条の表の第四号の二中(2)を削り、同号(3)中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十三条の三」を「第四十三条」に改め、同号(3)を(2)とし、同号(4)中「第十三条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(4)を(3)とし、同号(5)中「第十三条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第十三条の三」を「第四十三条」に改め、同号(5)を(4)とし、同号(6)中「第十三条の三」を「第四十三条」に、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号(6)を(5)とし、同号(7)中「第十四条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、同号(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同表の第八号の三(1)中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同号(2)中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同号(3)中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同号(6)中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同号(8)を削り、同表の第三十五号中「第四号の二(6)及び(7)」を「第四号の二(5)及び(6)」に改める。

第三条の表の第五号(7)中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第一号及び第二号」に改め、同号(13)中「第八十五条第三項及び第五項」を「第八十五条第三項、第五項及び第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表の第四号の二の改正規定及び同表の第三十五号の改正規定 農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 二 第二条の表の第八号の三の改正規定 平成三十一年四月一日